

美方郡広域事務組合告示第 2 号

公有財産売却について、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり行うので、美方郡広域事務組合財務規則（昭和 63 年美方郡広域事務組合規則第 11 号。）第 73 条の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 6 日

美方郡広域事務組合管理者 西村銀三

1 入札に付する公有財産及び予定価格（最低売却価格）

財産区分	区分番号	財産名称	予定価格	入札保証金額
動産	07-1-1	平成 15 年式 日野 15 m 級はしご付消防自動車 走行距離 25,756 km	100,000 円	10,000 円

2 入札の方式

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営する KSI 官公庁オークション（以下「官公庁オークション」という。）を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定める美方郡広域事務組合インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及び売却システムに係る官公庁オークション利用規約に従って行う。

3 入札参加の申込方法等

（1）申込資格

次の①から⑦までのいずれにも該当しない個人又は法人

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当すると認められる者
- ② 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者。法人にあつては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ④ 日本語を完全に理解できない者
- ⑤ 公有財産売却の参加仮申込みの時点で 20 歳未満の者
- ⑥ 美方郡広域事務組合が定めるガイドライン及び官公庁オークションに関連する規約、ガイドラインの内容を承諾せず、かつ、順守できない者

- ⑦ 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

(2) 参加申込み方法

① 参加仮申込み

入札への参加を希望する者は、令和7年6月6日（金） 午後1時から令和7年6月23日（月） 午後2時までの間に、売却システムを利用して参加仮申込みを行わなければならない。

② 参加申込み

入札への参加を希望する者は、参加仮申込みを行った後、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 公有財産売却一般競争入札参加申込書（美方広域消防本部ホームページからダウンロード可）

イ 公的機関発行の本人確認書類の写し

③ 参加申込みの受付期間等

ア 受付期間

令和7年6月6日（金）から令和7年6月23日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送で行う場合は、令和7年6月23日（月）までの消印があるものを有効とする。

イ 申込先

美方広域消防本部管理課庶務係

④ 入札保証金

入札保証金は、予定価格の100分の10以上の額とし、参加申込みの受付期間内に納付すること。

なお、納付方法はクレジットカードによるものとする。

⑤ 申込みに当たっての留意事項

期限までに参加申込みを行わなかった者、入札保証金の納付を行わなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

4 物件の公開

令和7年6月18日（水）～6月20日（金）

美方郡香美町香住区一日市 609-4（美方広域消防署香住分署）にて実施。

5 契約条項を示す場所

売買契約書（案）等については、美方広域消防本部ホームページ上に掲載するものとする。

6 物件の情報を示す場所

物件情報については、売却システム上の美方郡広域事務組合公有財産売却

のページに掲載するものとする。

7 入札の実施

(1) 入札の方法

令和7年7月8日（火） 午後1時から令和7年7月15日（火） 午後1時までの間に、売却システムを利用して入札を行わなければならない。

(2) 無効とする入札

次の①から⑤までのいずれかに該当する入札

- ① 申込資格のない者のした入札
- ② 委任状を提出せずに代理人がした入札
- ③ 不正行為等によってされたと認められる入札
- ④ 入札金額が、予定価格未満の入札
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定方法

- ① 美方郡広域事務組合が定めた予定価格以上で、かつ、有効な入札のうち、最高金額の入札者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき同価の入札者が2者以上ある場合は、くじ（自動抽選）によって落札者を決定することとする。

なお、落札者の決定に当たっては、売却システムにおける落札者の会員識別番号を落札者の氏名又は名称として取り扱う。

8 契約の締結

- (1) 契約保証金の額は、納付済の入札保証金の額と同額とし、入札保証金は、契約保証金に全額充当するものとする。契約保証金は、契約代金の一部に充当するものとする。
- (2) 落札者は、令和7年7月22日（火）までに美方郡広域事務組合が定める契約書により売買契約を締結し、契約金額から契約保証金の額を差し引いた金額を売買代金として美方郡広域事務組合の指定する方法により、令和7年7月29日（火）までに支払うものとする。

9 所有権の移転、物件の引き渡し等

- (1) 所有権は、落札者から売買代金が全額支払いされたとき、落札者に移転するものとする。
- (2) 物件は、売買代金が全額支払いされたときの状態で、落札者に引き渡すものとする。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転に要する費用等、本契約の履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。
- (4) 所有権の移転後、落札者を義務者として課される公租公課は、落札者の負担とする。